

2014年1月

## 「経営者保証に関するガイドライン」について

金融庁等の行政当局がオブザーバーとして関与し、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」（以下「研究会」といいます。）より、平成25年12月5日、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）及び『「経営者保証に関するガイドライン」Q&A』（以下「Q&A」といいます。）が公表されました。

ガイドラインは、「法的拘束力はない」（ガイドライン2（1））ものの、後述のとおり、事実上の拘束力はあるものと考えられるため、今後の中小企業の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）の処理等に関する実務に重要な影響を与えるものと思料されます。

そこで、本ニューズレターにおいては、ガイドラインの概要を紹介させていただきます。

## 1 ガイドラインの目的

ガイドラインは、平成25年1月に中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場として設置した「中小企業における個人保証等の在り方研究会」において示された中小企業の経営者保証が抱える様々な課題に対する解決策の方向性を具体化するため、研究会により策定及び公表されたものとなります。

その内容は、中小企業の経営者保証について、主たる債務者、保証人及び対象債権者<sup>1</sup>において合理性が認められる保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則とされています（ガイドライン1及び2（1））。

## 2 合理的な保証契約の在り方等

### (1) 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

主たる債務者が経営者保証を提供することなく資

金調達を希望する場合には、法人と経営者との関係の明確な区分・分離等の要件を満たすことが求められます（ガイドライン4（1））。

債権者においても、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの拡充を図ること等が求められます（ガイドライン4（2））。

### (2) 経営者保証の契約時の対象債権者の対応

経営者と保証契約を締結する場合でも、対象債権者には、主たる債務者や保証人に対する保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明をすること、及び、形式的に保証金額を融資額と同額にせず適切な保証金額を設定することが求められます（ガイドライン5）。

### (3) 既存の保証契約の適切な見直し

主たる債務者及び保証人から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合も、対象債権者は、ガイドライン4（2）又は5に即して、対応することが求められます（ガイドライン6（1）②）。

また、事業承継時の対応として、対象債権者は、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドライン4（2）又は5に即して、保証契約の必要性等について改めて検討する等の対応が求められます（ガイドライン6（2）②）。

## 3 保証債務の整理の際の対応

### (1) ガイドラインに基づく保証債務の整理の対象となり得る保証人

以下の全ての要件を充足する場合において、保証人は、ガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に対して申し出ることができることとされています（ガイドライン7（1））。

イ) ガイドラインの適用対象となり得る保証契約（ガイドライン3）であること

ロ) 主たる債務者が、法的債務整理手続<sup>ii</sup>の開始申立て又は準則型私的整理手続<sup>iii</sup>の申立てをガイ

【監修者】 [パートナー弁護士 中森 亘](#)

【執筆者】 [弁護士 佐野 俊明（福岡事務所）](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般のお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

ドラインの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること

ハ) 主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりもより多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること

二) 保証人に破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと

## (2) 保証債務の整理の手続

主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合は、原則として、準則型私的整理手続を利用することとし、準則型私的整理手続に基づき主たる債務者の弁済計画を策定する際に、保証人による弁済もその内容に含めることで主たる債務との一定整理を図るよう努めることとされています(ガイドライン7(2))。

また、保証債務のみを整理する場合は、原則として、当該整理にとって適切な準則型私的整理手続を利用することとされています(ガイドライン7(2))<sup>iv</sup>。

## (3) 保証債務の整理を図る場合の対応

### ア 一時停止等の要請

原則として、保証債務に関する一時停止や返済猶予(以下「一時停止等」といいます。)の要請は、主たる債務者、保証人、支援専門家<sup>v</sup>の連名の書面による必要があります(ガイドライン7(3)①)。

ガイドラインに定める要件を充足する一時停止等の要請に対して、対象債権者は誠実かつ柔軟に対応するように努めることが求められます(ガイドライン7(3)①)。

### イ 経営者の経営責任の在り方

主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合、一律かつ形式的に経営者の交代を求めないこととし、ガイドラインに定めるような点を総合的に勘案し、準則型私的整理手続申立て時の経営者が引き続き経営に携わることにより一定の経済的合理性が認められる場合には、これを許容することとされています(ガイドライン7(3)②)。

### ウ 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

「保証人は、全ての対象債権者に対して、保証人の資力に関する情報を誠実に開示し、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行うとともに、支援専門家は、対象債権者からの求めに応

じて、当該表明保証の適正性についての確認を行い、対象債権者に報告することを前提」としたうえで(ガイドライン7(3)③)、対象債権者は、保証債務の履行に当たり、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、ガイドラインに定めるような点を総合的に勘案して決定するとされています(ガイドライン7(3)③)。

なお、対象債権者は、回収可能見込額の増加額<sup>vi</sup>を上限として、破産手続における自由財産の考え方を踏まえつつ、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額<sup>vii</sup>や華美でない自宅<sup>viii</sup>等を当該経営者たる保証人の残存資産に含めることを検討することとされています(ガイドライン7(3)③)。

### エ 保証債務の弁済計画

ガイドラインに定める事項を含む保証債務の弁済計画を策定する必要があり、原則5年以内の弁済計画となります(ガイドライン7(3)④)。

なお、主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合は、主たる債務の弁済計画案の提出と同時の提出となります(Q&A(Q7-22))。

### オ 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

ガイドラインに定める要件を全て充足する場合には、対象債権者は、保証人からの保証債務の一部履行後に残存する保証債務の免除要請について誠実に対応することとされています(ガイドライン7(3)⑤)。

## 4 課税関係

債務の減免・免除をする場合、債権者にとっては無税償却ができるか、債務者にとっては債務免除益が発生するかなどが問題となります<sup>ix</sup>。

この点については、Q&A(Q7-32)によると、「対象債権者が、ガイドラインに沿って準則型私的整理的統等を利用し対象債権者としても一定の合理性が認められる範囲で残存保証債務を減免・免除する場合、保証人に対する利益供与はないことから、保証人及び対象債権者ともに課税関係は生じないこととなります。(中小企業庁及び金融庁から国税庁に確認済)」とされ、課税関係にも配慮されたものとなっています。

なお、ガイドラインにおいては、保証債務のみを整理する場合、準則型私的整理手続を利用することなく、支援専門家等の第三者の斡旋による保証債務の整理の余地を認めています(ガイドライン7(3)④)。もともと、この場合にも保証人及び対象債権者ともに課

税関係は生じないこととなるのかは、必ずしも明確にはなっていないようにも読めます<sup>x</sup>。

は、今後の事例の集積により継続して検討されるべきものと考えます。

以上

## 5 適用時期等

ガイドラインは、平成 26 年 2 月 1 日から適用することとされています（ガイドライン 8（1））。

もっとも、各関係者の準備が整い次第、同日に先立ってガイドラインに即した対応を開始するとされており（ガイドライン 8（2））、「対象債権者となる金融機関の団体や主たる債務者となる中小企業の団体、行政機関及び公認会計士、税理士等の外部専門家等による広報・周知活動を始め、さらに、必要に応じ、相談窓口の設置、金融機関による社内規程・マニュアルや契約書の整備等」（Q&A（Q8-4））の早期の取り組みが求められています（ガイドライン 8（2））。

また、ガイドラインに沿った債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録されないこととされ（ガイドライン 8（5））、保証人の信用低下の回避への配慮もなされています。

## 6 今後の動向

ガイドラインは、「法的拘束力はないものの、主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待」（ガイドライン 2（2））されています。

また、金融庁より、平成 25 年 12 月 27 日付で『「主要行等向けの総合的な監督指針」及び金融検査マニュアル』等の一部改正（案）』が公表されており、ガイドラインの内容はかかる監督指針や金融検査マニュアルに平成 26 年 2 月 1 日付で反映されることとなります<sup>xi</sup>。

したがって、ガイドラインの内容は対象債権者に対して拘束力を有し、今後の中小企業の経営者保証の処理等については、ガイドラインの内容に従った運用がなされるものと考えられます。

実務的観点からは、従前の私的整理の実務で試みられていた経営者保証における保証人の資産開示及び表明保証等が仕組みとして取り入れられている点（ガイドライン 7（3）③）は、保証人による資産開示及び表明保証に対する抵抗感を緩和するものとして有効に機能することが期待されます。それと同時に、経済的窮境に陥った中小企業の早期の再建プログラムの実施も期待できると思われれます。

一方で、対象債権者からの求めに応じて、保証人の資産開示及び表明保証の適正性についての確認及び報告が必要とされる（ガイドライン 7（3）③）など、ガイドラインにおける支援専門家の役割が大きく、その責任の在り方も含めて、支援専門家の役割について

<sup>i</sup> 対象債権者とは、中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの、あるいは、将来これを有する可能性のあるものをいうとされています（ガイドライン 1）。なお、対象債権者には、信用保証協会（代位弁済前も含む）、既存の債権者から保証債権の譲渡を受けた債権回収会社（サービサー）、公的金融機関等も含まれるとされています（Q&A（Q.1-1））。

<sup>ii</sup> 法的債務整理手続とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続をいうとされています（ガイドライン 7（1））。

<sup>iii</sup> 準則型私的整理手続とは、利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続（中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム、事業再生 ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等）をいうとされています（ガイドライン 7（1））

<sup>iv</sup> 各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会で対応することも検討されているようです。

<sup>v</sup> 保証人の債務整理を支援する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門家であって、全ての対象債権者がその適格性を認めるもの）をいうとされています（ガイドライン 5（2）ロ）。なお、支援専門家には、保証人の代理人弁護士や顧問税理士も含まれるとされています（Q&A（Q5-8））。また、支援専門家の適格性については、当該専門家の経験、実績等を踏まえて、対象債権者が総合的に判断することとされています（Q&A（Q5-7））。

<sup>vi</sup> 「回収見込額の増加額」については、Q&A（Q7-16）を参照。なお、主たる債務者が再生型手続の場合は、（主たる債務者及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計額）から（主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額）を控除して算出するとされています。

<sup>vii</sup> Q&A（Q7-14）によると、「一定期間」については雇用保険の給付期間の考え方等を参考し、「生活費」については一月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額（33 万円）を参考にするとされています。たとえば、保証人の年齢が 45 歳以上 60 歳未満で給付期間を最大の 330 日とした場合、33 万円×330 日÷30 日として 363 万円が増加する残存資産とされ、破産手続における自由財産 99 万円と合わせて 462 万円について、保証人の残存資産の範囲を検討する際に考慮されることとなります。

<sup>viii</sup> Q&A（Q7-14）によっても、「華美でない自宅」の定義は必ずしも明らかでないことから、今後の事例の集積が望まれるところと考えられます。

<sup>ix</sup> 研究会においても、委員より、ガイドラインが実務上受け入れられるには、課税関係の整理が必要である旨は強く要請されました（『「経営者保証に関するガイドライン研究会」（第 1 回）議事要旨』5 頁・11 頁、『「経営者保証に関するガイドライン研究会」（第 2 回）議事要旨』9 頁を参照）。

<sup>x</sup> ガイドラインが策定された背景などから、「準則型私的整理手続等」の「等」に、準則型私的整理手続を利用することなく、支援専門家等の第三者の斡旋により保証債務を整理する場合も含む趣旨であるとも考えられます。

<sup>xi</sup> 金融庁 HP（<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131227-4.html>）を参照。